

2 前項の場合においては、関連意匠の意匠

〔新設〕

様式第一(第一条の二関係)

(関連意匠の意匠権の一が消滅した場合の登録の方法)

**第五条の二** 関連意匠の意匠格の洋派によつて、その抹消の登録をしたときは、基礎意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならぬ。

2 前項の場合において、関連意匠に係る基  
けはならない

意匠登録の登録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければ

3 前二項の場合においては、基礎意匠又はならない。

関連意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意匠原簿に移した後においても、当該閉鎖意匠原簿の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

(特許登録令施行規則の準用)  
第六条 [略]  
2 特許登録令施行規則第一条の三、第四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。この場合において、同規則第五条第一項中「二十年」とあるのは「二十五年」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第一（第一条の二関係）を次のように改める。

表 示		部	
表示番号 (付記)	登録番号	事	項
1 番	出願年月日	出願番号	項
査定(審決)年月日			
権利者権主張	国・地域名	件数	
関連意匠の関係	出願年月日		
意匠に係る物品	基礎意匠の意匠登録番号 出願年月日		
		登録年月日	
開運意匠登録番号記録部			
登録料	登録料記録部		
登録料	登録料記録部		
国以外の者の特許の割合又は返還に関する事項			
甲			
順位番号 (付記)	登録事項	区	項
乙			
順位番号 (付記)	登録事項	区	項
丙			
順位番号 (付記)	登録事項	区	項
丁			
順位番号 (付記)	登録事項	区	項